

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値向上のため、また、ステークホルダーに対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、社会的責任を果たすことが長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。

そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、この社会的責任を果たすことができるものと考えております。

当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、社外監査役のモニタリングの強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取組み、取締役・監査役を中心とした経営統治機構の整備・運用を進めることで有効なコーポレート・ガバナンスを機能させるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤澤 信義	8,509,300	22.02
Jトラスト株式会社	3,500,000	9.05
寺井 和彦	3,417,900	8.84
松井証券株式会社	1,990,900	5.15
株式会社SBI証券	1,628,849	4.21
村山 俊彦	1,100,000	2.84
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	968,100	2.50
NLHD株式会社	846,700	2.19
神林 忠弘	553,800	1.43
日本証券金融株式会社	397,200	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 資本構成、大株主の状況は2020年12月31日現在の状況を記載しております。
- 2021年5月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、藤澤信義氏が2021年5月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では、考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書による記載内容は以下のとおりです。

氏名又は名称: 藤澤 信義

保有株式数: 2,342,000株

発行済み株式総数に対する所有株式数の割合: 4.52%

- 2021年6月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Jトラスト株式会社が2021年5月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では、考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書による記載内容は以下のとおりです。

氏名又は名称: Jトラスト株式会社

保有株式数:21,738,340株
発行済み株式総数に対する所有株式数の割合:32.01%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 俊明	弁護士											
水上 慶太	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 俊明	○	_____	同氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い見識等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断したため招聘しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

水上 慶太	○	——	同氏は、公認会計士としての専門的知識を有しており、長年にわたる監査経験が当社のグループガバナンス体制の一層の充実や取締役会の監督機能強化に資することを期待して、新たに社外取締役を選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査および内部統制監査の手続並びに監査結果の概要につき報告を受け、意見交換を行います。また、常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため、内部監査室と定期的及び必要の都度相互の情報交換や意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三上 嗣夫	他の会社の出身者													
水野 泰輔	公認会計士													
石垣 禎信	他の会社の出身者													
吉田 桂公	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

三上 嗣夫	○	——	同氏は、上場会社において長年の財務業務経験による財務・会計に関する知見と、企業経営の幅広い見識を有しており、適切な監査を行っていただけると判断したため社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
水野 泰輔		——	同氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有しており、客観的な見地から社外監査役として適切な監査を行って頂けると判断したため社外監査役に選任しております。
石垣 禎信	○	——	同氏は、豊富な経営経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
吉田 桂公	○	——	同氏は、弁護士としての専門的知識と金融及びFintech関連業務の知見を有しております。当社グループの監査体制の強化において、同氏の知見が有益であると考えられることから、新たに社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しており、以下の会議体にて決議されております。

第12回新株予約権：2017年6月13日の取締役会
第14回新株予約権：2018年5月10日の取締役会
第16回新株予約権：2019年3月27日の取締役会及び2019年4月24日の定時株主総会
第17回新株予約権：2019年3月27日の取締役会及び2019年4月24日の定時株主総会

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の役員及び従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、平成29年4月26日開催の定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、平成29年4月26日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会において決定した報酬総額の限度内で、会社業績及び個人の貢献度を勘案し、配分方法の取扱いを取締役会で協議したうえで、取締役の個人別の報酬額は代表取締役社長が決定しております。
監査役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局より定期的に開催される取締役会に上程する議案につき、事前に資料等の送付および情報提供を行っております。
また、監査役会においても同様、監査役会事務局より定期的に開催される監査役会に上程する議案につき、事前に資料等の送付および情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、原則、毎月1回開催し、業務執行にかかる重要事実の決定機関として、法定及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議すると共に、取締役の職務執行状況の監督をしております。
また、必要がある場合には臨時に取締役会を開催し、経営上の重要な事項における迅速な意志決定を図っております。
なお、取締役は、提出日現在5名のうち、2名が社外取締役です。
監査役会は、提出日現在4名の監査役で構成されており、全員が社外監査役です。監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や決算書類等の閲覧を通じて、取締役の職務遂行状況等の監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営判断の迅速性の確保、経営効率の向上及び取締役相互間の監査体制に実効性を持たせ、取締役の業務執行の適法性、妥当性への牽制機能は、社外監査役の取締役会への出席、意見陳述や日常の監査により確保できているとの認識により、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	月末日を極力避けた日程で調整しています。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使サイトより議決権を行使する方法を採用しております。
その他	当社ホームページに招集通知の早期掲載及び決議通知を掲載しております。 議決権行使促進のための取り組み(事前議決権行使のお礼の進呈など)を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、開示資料、招集通知、決算補足説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報開示規則を制定し、情報開示の基本的な考え方を明示し、役員および従業員に周知しております。 <以下規則より抜粋> 当社は上場会社として、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めるものとする。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。 <以下抜粋> 当社は、株主や投資家の方々に、「充実した情報」を「公平」かつ「迅速」にお知らせするためにIR(Investor Relations)活動を行っています。 決められた重要事実公開手順を踏まえただけで、業績結果、財務内容、トップマネジメントが持つ将来ビジョンや経営戦略を、「わかりやすく」、「正確」に伝えることを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は以下です。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、情報セキュリティ規程等の社内規程に則り、適切な管理及び保存を行っております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理本部が中心となり、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行い、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告します。また、不測の事態が発生した場合には、取締役会に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社並びにステークホルダーに対する影響等について報告を行うとともに、代表取締役を中心とする対策本部を設置し、迅速に対処する体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して審議・決定等を行い、職務執行状況を監督するものとします。また、取締役会のほか、常勤取締役等からなる経営会議を適宜開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行う体制となっております。

職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しています。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じて管理本部と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、コンプライアンス規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

(5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役又は従業員は子会社の取締役として就任しており(以下、当該子会社における他の取締役を併せて「子会社取締役等」といいます。)、当社の経営会議等に子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社取締役等から報告を行います。

子会社の損失の危機に関する規程その他の体制

当社は、子会社取締役等と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上、懸念の事実が発見された場合、子会社取締役等は、取締役会に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社並びにステークホルダーに対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、関連会社管理規程に基づき、当社取締役会等において審議を行います。また、子会社の管理運営については、当社管理本部が主管となって、指導・支援を行います。

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の使用人の職務執行のモニタリングを当社内部監査室が行い、必要に応じて当社管理本部及び子会社の管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、当社内部監査室は、コンプライアンス規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会と協議のうえ、合理的な範囲で監査業務に必要な補助すべき使用人を配置することとします。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意権を有します。

(8) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、内部監査室及び子会社取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものと、監査役会において、当該報告を提出します。

- ・当社及び子会社の重要な機関決定事項
- ・当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項
- ・当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ・当社及び子会社における重大な法令及び定款違反
- ・その他、当社及び子会社に関する重要事項

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(10) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が経営会議その他の重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。監査役会は取締役、及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社グループは、企業のコンプライアンス及び社会的責任を果たすために、次の事項を基本方針として、反社会的勢力を排除することを宣言しております。

(1)組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、従業員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し迅速な問題解決に対応します。

(2)外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士などの外部専門機関と連携することに努めます。

(3)取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

(4)有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

(5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。

反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

「行動指針」の中に明示し、取締役および全従業員等に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に研修を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は上場会社として、投資者への適時、適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めてまいります。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関しては、事前に情報開示チェックシートを用いて、その開示の要否の検討および開示の内容、時期等の確認を実施し、取締役会決議の上、情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者の指示に基づき開示手続きを実施いたします。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関しては、当社および子会社から収集された情報は、情報取扱責任者に報告され、情報開示チェックシートを用いて、その開示の要否の検討および開示の内容の確認を実施します。情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者により開示が必要と判断した場合は、速やかに開示手続きを実施し、事後的に取締役会に報告します。

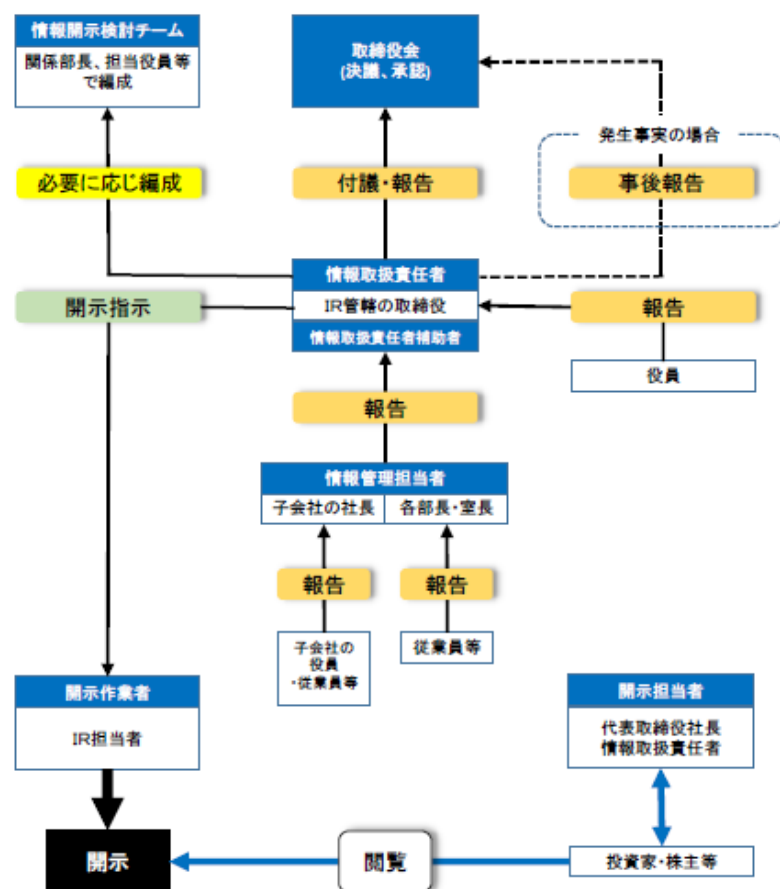
(3) 決算情報に関する情報

決算情報に関しては、取締役会決議の上、情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者の指示に基づき開示手続きを実施いたします。

3. 適時開示を理解するための活動

当社は、適時開示の重要性を理解するために、適宜、社内研修の実施、外部研修の受講を実施するほか、適時開示に関する情報管理等については社内にて周知徹底しております。

情報開示体制



担い手	役割
情報取扱責任者	役員・従業員等からの情報の集約 外部情報の収集 「情報開示規則」に則った開示指示 「発生事実」の開示判断による開示作業
開示担当者	情報取扱責任者の指示による開示作業
情報開示検討チーム	「発生事実」の開示要否の検討
取締役会	開示内容等の承認

